様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

潟上市長　様

潟上市地方就職都内学生支援金交付申請書

潟上市地方就職都内学生支援金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、地方就職支援金（就職活動費分）の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話 番号 |  |
| メールアドレス |  | | |
| 在学大学・学部 |  | | |

２　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 会場住所 |  |
| 面接・試験日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 内定日 | 年　　　　月　　　　日 | |

３　移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| (バス停名・駅名・空港名など) | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「潟上市地方就職都内学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、潟上市に居住する意思について  （卒業後の申請の場合は申請日から５年以上） |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |

※各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| ※職員使用欄 | 【本人確認書類】□マイナンバーカード　□運転免許証　□その他（　　　　） |

【添付書類】

□　写真付き身分証明書

□　卒業又は修了証明書（卒業又は修了日から就業開始日が１年以内のもの）

□　在学中に就職活動費を申請する場合は、上記に替えて在学証明書

□　就職活動費の対象経費に係る領収書の写し

□　就業証明書（様式第２号）　就業後に申請する場合

□　内定証明書（様式第３号）　在学中に申請する場合

□　住民票の写し（前住所地が確認できるもの）

□　その他市長が特に必要と認める書類

様式第１号別紙１

潟上市地方就職都内学生支援金の交付申請に関する誓約事項

１　潟上市地方就職都内学生支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、潟上市地方就職都内学生支援金交付要綱第９条に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。

（１）潟上市地方就職都内学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことや居住や就業の実態がないこと等が判明した場合：全額

（２）在学中に就職活動費を申請する場合であって、申請日から１年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）在学中に就職活動費を申請する場合であって、申請日から１年以内に市に転入しなかった場合：全額

　（申請時に既に市に住民票がある場合を除く）

（４）就業開始日から１年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（退職日から３箇月以内に県内の別の地方就職学生支援金の要件を満たす企業に転職する場合を除く）

（５）市へ転入した日から３年未満で市から転出した場合：全額

（６）市へ転入した日から３年以上５年以内に県外へ転出した場合：半額

様式第１号別紙２

潟上市地方就職都内学生支援金に係る個人情報の取扱い

　県及び市は、第２期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。